タゾバクタム・ピペラシリン水和物の「使用上の注意」の改訂について

	一般名	一般名		販売名(承認取得者)
	販売名	タゾバクタム・ピペラシリ	ゾシ	ン静注用 2.25、同静注用 4.5、同配
		ン水和物	合点	商静注用バッグ 4.5(大鵬薬品工業
			株式	会社)等
販売開始年月		静注用:2008年10月、配合点滴静注用バッグ:2015年6月		
効能・効果		○一般感染症		
		〈適応菌種〉		
		本剤に感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、腸球菌属、モ		
		ラクセラ (ブランハメラ)・カタラーリス、大腸菌、シトロバクター		
		属、クレブシエラ属、エンテロバクター属、セラチア属、プロテウス		
		属、プロビデンシア属、インフルエンザ菌、緑膿菌、アシネトバクタ		
		一属、ペプトストレプトコッカス属、クロストリジウム属(クロスト		
リジワ		リジウム・ディフィシルを除く)、バクテロイデス属、プレボテラ属		
		〈適応症〉		
		敗血症、深在性皮膚感染症、びらん・潰瘍の二次感染、肺炎、腎盂腎		
		炎、複雑性膀胱炎、腹膜炎、腹腔内膿瘍、胆嚢炎、胆管炎		
		○発熱性好中球減少症		
改訂の概要		「重大な副作用」の項に「血球貪食性リンパ組織球症(血球貪食症候		
		群)」を追記する。		
改訂の理由及び調査		血球貪食性リンパ組織球症の国内症例及び海外症例を評価した。症例		
の結果		の因果関係評価及び使用上の注意の改訂要否について、専門委員の意		
		見も聴取した結果、本剤と血球貪食性リンパ組織球症との因果関係の		
		否定できない国内及び海外症例が集積したことから、使用上の注意を		
		改訂することが適切と判断した。		
	参考:「血球貪食	国内症例		海外症例
	性リンパ組織球	15 例(うち、医薬品と事象と	の因	26 例(うち、医薬品と事象との因
	症」症例* ^{,†} の集	果関係が否定できない症例 5	例)	果関係が否定できない症例3例)
	積状況	【死亡2例(うち、医薬品と		【死亡1例(うち、医薬品と事象
	【転帰死亡症例】	による死亡との因果関係が否	定で	による死亡との因果関係が否定で
		きない症例 0 例)】		きない症例 0 例)】

*: 医薬品医療機器総合機構における副作用等報告データベースに登録された症例 †: 旧製剤 (タゾバクタム: ピペラシリン水和物の力価比1:4 の配合剤) での報告を 含む。

本調査に関する専門協議の専門委員は、本品目についての専門委員からの申し出等に基づき、「医薬品医療機器総合機構における専門協議等の実施に関する達」(平成20年12月25日付20達第8号)の規定により、指名した。